



新年度を迎えることを機に、法律関連のニュースや当事務所の近況などを、ニュースレターとしてお送りさせていただくことに致しました。四季折々のお手紙としてご理解いただき、当事務所の近況やご挨拶のほか、少しでもお役に立てる情報になればと思っております。



## 売掛金の回収方法

相手方が売掛金を支払ってくれない場合、次のような方法が考えられます。

まず、配達証明付の内容証明郵便にて相手方に支払いを催促します。これにより、このまま支払わないと訴訟の提起等がなされるというプレッシャーを相手方に与えることとなります。

次に、内容証明郵便にて催促しても相手方が支払わない場合やあらかじめ内容証明郵便を送付しても支払わないことが予想される場合、訴訟の提起をすることになりますが、事案によっては事前に仮差押手続をすることとなります。

仮差押えとは、相手方の不動産や預金などを仮に差し押さえることであり、被保全権利の存在と保全の必要性が認められるときに可能となります。

仮差押えには、担保が必要となります。

訴訟を提起すると、裁判所が訴状を相手方に送達します。訴訟では、原告（訴訟を提起した方）が自己の権利の存在を立証する必要があり、その一方で、弁済した事実などは、被告（訴訟を提起された方）が立証する必要があります。訴訟では、お互いに主張を書面で提出したり、証拠を提出し、当事者や証人の尋問を行います。訴訟の途中で和解に至る場合もあり、裁判上の和解には、判決と同じ効力があります。

訴訟の結果、原告の請求を認容する判決がなされたとき、または和解をしたにもかかわらず相手方が支払わないときは、強制執行の申し立てをすることができます。その結果、不動産や預金、売掛金などを差し押さえることができます。

もっとも、実際に回収できるか否かは、相手方に財産があるか、あるとして、債権者が把握できているかなどといった事情にかかっています。

不動産の差し押さえでは、裁判所に対する予納金が必要となるほか、相当程度期間が必要となります。

預金の差し押さえでは、裁判所は、対象となる金融機関に債権差押命令を送達します。不動産の差し押さえに比べて比較的安く、迅速に手続ができます。しかし、事前に結果を予想することが困難で、当該金融機関からの借入れがあり、預金より借入れの方が多い場合には、相殺の主張により、回収できません。

このように、売掛金を相手方が支払わない場合、最終的には、裁判所の手続により権利の実現を図ることとなります。

お問合せ **寺部法律事務所** 弁護士 寺部 光敏

電話番号 0532-52-0991 FAX 0532-52-0992 <http://www.terabe-law.com/>

〒440-0888 愛知県豊橋市駅前大通3丁目101-2 リバーサイドビル3階

受付時間:午前9時～午後6時 ※土曜・日曜・祝日 応相談